

配偶者等からの暴力を理由とした避難をされている皆様へ

「しながわ電気・ガス料金緊急支援事業」では、令和8年6月1日に品川区に住民登録されている住所の世帯主宛てに申請案内を送付いたしますが、基準日以前より配偶者等からの暴力を理由に品川区内に避難しているが、諸事情により基準日までに住民票を異動することができなかった世帯主の方は、**申出書をご提出いただくことで、避難先住所で申請案内を受け取ることができます。**お申し出の際は、**事前に下記へご連絡ください。**

問合せ 品川区 地域活動課 しながわ生活応援担当 電話：03-5498-6350

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日を除く）

提出書類：以下の必要書類を【A4】サイズの用紙にコピーしてご提出ください。

1. 給付金申請に係る配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の申出書

2. 本人確認書類（次のいずれか・有効期限内のものに限る）

・公的機関が発行した写真付のもの1点

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証等

・公的機関が発行した写真無しのもの2点

介護保険の被保険者証・マイナ保険証に代わる資格確認書・年金証書等 または
これら1点とその他書類1点：写真付学生証・写真付社員証・キャッシュカード等

3. 現在の居住実態を証明する書類（次のいずれか）

- ・申出人あての郵便物：令和8年6月1日以前の消印と6月2日以降の消印がある両方
- ・公共料金等の請求書：令和8年5月分以前と令和8年6月分の両方
- ・その他（保護施設等の入所証明書等）：保護団体が発行する施設入所証明書など

4. 配偶者等からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（次のいずれか）

- ・裁判所の保護命令（謄本または正本）
- ・婦人相談所、配偶者暴力相談センター、市区町村等が発行する証明書・確認書

提出方法：郵送（特定記録、簡易書留その他送付記録が確認できる方法により送付ください）

郵送先：〒141-0033 東京都品川区西品川 1-28-3 中小企業センター2階

品川区 地域活動課 しながわ生活応援担当（電気・ガス）宛て

提出期限：令和8年9月25日（金）必着

※添付書類のご用意が間に合わない場合、**9月25日（金）**までに問合せ先へご連絡ください。

申出書の提出後、給付対象者として認められた場合は、ご記入いただいた現在生活拠点としている居所に申請案内を郵送にて送付いたします。

※申請案内の発送は、お申し出から約2週間後を予定しております。

【しながわ電気・ガス料金緊急支援事業】
給付金申請に係る配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の申出書

提出期限：
令和8年
9月25日（金）

※添付書類のご用意が間に
合わない場合、9月25日（金）
午後5時までに、問合せ先へ
ご連絡ください。

品川区長 あて		
私は、令和8年6月1日において、品川区以外の区市町村に住民登録されていますが、配偶者等からの暴力を理由に避難しており、品川区に居所を有しています。 生活拠点が品川区内にいることを品川区長に申出するとともに、給付金申請書の送付を希望します。		
令和 8 年 月 日		
申 出 者 氏 名 ※世 帯 主	現 在 生 活 拠 点 と し て い る 居 所	
(フリガナ)	〒 - 品川区	
		
生 年 月 日（西暦）	令和8年6月1日現在 申出者の住民基本台帳に記録されている住所	
年 月 日	〒 -	
電 話 番 号 ※提出書類に不備があった場合、連絡しますのでご記入ください		
()		
現在の居住実態を証明する書類	1. 申出人あての郵便物 2. 公共料金等の請求書 3. その他（保護施設等の入所証明書等）	添付書類が必要
配偶者等からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行	添付書類が必要

●申出は、基準日（令和8年6月1日）以前より配偶者等からの暴力を理由に避難しているが、諸事情により基準日までに住民票を異動することができなかった方が行うことができます。

●太枠内を記入してください。

●「配偶者等からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけ、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください。

●申出書の提出後、申出者が給付対象者として認められた場合は、ご記入いただいた現在生活拠点としていている居所に給付金申請書を郵送にて送付いたします。

●ご記入いただいた情報は、その他の目的では使用しません。

添付書類
品川区の居住実態を証明する書類（いずれか）

1. 申出人あての郵便物 : 令和8年6月1日以前の消印と令和8年6月2日以降の消印がある申出人あての郵便物の両方

2. 公共料金等の請求書 : 令和8年5月分以前の請求書と令和8年6月分の請求書の両方

3. その他（保護施設等の入所証明書等） : 保護団体が発行する施設入所証明書など

配偶者等からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類（いずれか）

1. 裁判所の保護命令 : 裁判所の保護命令決定書の謄本または正本

2. 婦人相談所等による証明書 : 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター・区市町村等が発行する証明書・確認書

提出先
〒141-0033 東京都品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階
品川区役所 地域活動課 しながわ生活応援担当（電気・ガス）宛て

提出期限
令和8年9月25日（金）

●問合せ先
地域活動課しながわ生活応援担当（電気・ガス）
電話：03-5498-6350（直通）
祝日を除く月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで。

※品川区記入欄		
受付日	該当する事例	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行	

（品川住登なし）